

緊急事態対応規定

天候（台風・雷雨等）・地震・交通機関不通（事故・遅延・運行停止等）・感染症などにより大会を中止・延期せざるを得ない場合、以下のいずれかを選択し加盟各校に通知する。

【1】 大会当日実施前に判断が可能な場合

- ア) 可能な限り実施日・大会会場・競技方法の変更を協議する。
 - ・協議メンバー（副部長・委員長・副委員長）
 - ・協議→（部長承認後）→各校へ連絡→高体連報告
- イ) 実施困難な場合、大会そのものを中止する。
 - ・中止の場合、専門部事務局から各校顧問へ通知。
 - ・当日未実施で中止の場合は、午前 7 時までに事務局から各校顧問へ通知
 - ・府外大会への出場権は、その前に実施した直近の大会の入賞校・入賞者を推薦する。

【2】 大会実施中の場合

- ① 可能な限り実施日・大会会場・競技方法の変更を協議する。
 - ア) 予選時に中止の場合
 - それまでの記録は破棄される。
 - イ) 予選が終了し、決勝のみ未実施の場合
 - 決勝進出校・進出者のみ日時を設定し、学校道場等確保可能な場所で後日実施する。
 - 決勝途中の記録は破棄される。（個人も同様）
- ② 日程上も会場確保も無理な場合。
 - 【1】ーイ）と同様の扱いとする。

※雷雨・豪雨など競技進行を一時中断し、選手監督を退避させ、状況を見て続行判断することもある。